

2021年10月22日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン  
ANSELM WONG

株式会社東京機械製作所が2021年10月22日に開催した臨時株主総会  
及び新株予約権無償割当差止め仮処分命令申立て事件に関する今後の進行についてのお知らせ

当社及びアジアインベストメントファンド株式会社（以下当社と併せて「当社ら」といいます。）は、本日、株式会社東京機械製作所（以下「東京機械製作所」といいます。）が開催した臨時株主総会に出席いたしました。

当社らは、2021年10月15日付け東証適時開示でお知らせしましたとおり、臨時株主総会では当社らの議決権行使が認められることを前提に行動いたしました。

しかしながら、東京機械製作所は、当社らの議決権行使を認めず、30,022個（総議決権数86,668個の約34.6%）の賛成をもって決議事項である「新株予約権の無償割当ての件」（以下「本議案」といいます。）を承認可決したと宣言いたしました。この賛成の数は、当社らが基準日である同年9月14日時点で保有していた議決権の数34,852個（同約40.2%）を下回ります。また、もちろん当社ら以外にも東京機械製作所の決議事項に反対する多数の株主様がいましたので、反対の数は、総議決権数86,668個の半数（43,334個）を超えております。

したがって、当社らは、本議案は否決されたと考えております。

同年10月15日付け東証適時開示でお知らせしましたとおり、当社らは、東京地方裁判所に対し、同社が同年8月30日に開催した取締役会で決定した対抗措置の発動としての新株予約権の無償割当てについて、その差止めの仮処分命令を求める申立てをしております（令和3年（ヨ）第20130号新株予約権無償割当差止め仮処分命令申立て事件。以下「本事件」といいます。）。

本事件に関連して、当社ら及び東京機械製作所は、中間合意を締結し、中間合意後の主張及び疎明は、本総会の決議の形成過程及び決議の結果に限ることを合意しております。

また、東京地方裁判所は、当社ら及び東京機械製作所に対し、臨時株主総会を踏まえて、本総会の決議の形成過程及び決議の結果に関する主張及び疎明の機会を与えることを事前に連絡しております。

当社らとしては、過半数の議決権を有する株主が買収防衛策に反対しているにもかかわらず、経営陣が、特定の株主の議決権を排除した上で、恣意的に選択した株主の賛成数のみ

を取り上げて買収防衛策を講じるなど到底許されることではないと考えております。当社らは、本総会の決議の形成過程及び決議の結果に関連する事情として、東京機械製作所が臨時株主総会で行った、当社らの議決権を排除したことや、東京機械製作所が株主に対して誤解を与える情報を提供したこと、ひいては、東京機械製作所の株主の皆様の御意思を確認するための手続として適正を欠いたことを主張、疎明してまいります。

東京地方裁判所は、当社ら及び東京機械製作所の双方の主張及び疎明の後、速やかに決定をすると思われます。

以上